

コンプライアンス委員会 内規

<目的>

当社が、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会などの信頼と期待に応え、関係法令や社会的な規範を遵守し、大日本図書憲章及び行動規範に則り、企業倫理に則った健全な企業活動を遂行するなど、コンプライアンスの推進を確実にを行うことを目的として、当委員会を設置する。

<構成>

取締役会からの任命により、以下の委員で構成される。

- | | |
|-------|-------|
| ① 委員長 | 外部有識者 |
| ② 委員 | 顧問弁護士 |
| ③ 委員 | 取締役 |
| ④ 窓口 | 総務部長 |

<任期>

任期は、原則として（西暦奇数年の）5月より2年間とする。

<開催>

定例委員会を原則として奇数月に開催する。

<役割>

- ① 当社における、教科書コンプライアンス専門委員会・ハラスメント防止専門委員会・情報セキュリティー専門委員会の監督・指導・助言・支援を行う。
- ② 上記①の各専門委員会の調査報告をもとに、外部有識者・顧問弁護士等の助言を踏まえ、当事者や関係者の教育指導など各種是正措置を検討し、取締役会に提言する。
- ③ 上記②以外のコンプライアンス相談窓口からのコンプライアンス違反に関する報告や相談の申し出がなされたときに、該当する専門委員会に調査を依頼し、その報告を受けた上で、当事者や関係者の教育指導など各種是正措置を検討し、取締役会に提言する。
- ④ 「社員必携（当社コンプライアンス集）」の改定等について取締役会へ提言する。
- ⑤ 本委員会の構成員（相談窓口の担当者も含む）について、毎年4月に従業員へ周知する。
- ⑥ 報告書を毎年4月に作成し、取締役会へ提出し、総務部にて保管する。

<プライバシーの保護>

報告者や相談者のプライバシーを保護し、不利益な扱いは行わない。

附 則 この内規は2023年5月1日より施行する。